

アスリート TC 規約

第1条 (目的)

Jr.ランニングアカデミー及びアスリート TC (以下「当クラブ」といいます。) は、ランニングを通して将来活躍する子どもを育てていくことを目的とします。

第2条 (規約の適用)

1. Jr.ランニングアカデミー及びアスリート TC 規約 (以下「本規約」といいます。) は、当クラブを利用する際に適用する事項を定めたものです。

2. 本規約は、当クラブの生徒 (以下「生徒」といいます。) 及び生徒の親権者・後見人等の法定代理人 (以下「保護者」といい、以下両者を総称して「生徒等」といいます。) に適用されるものとし、生徒等は本規約に同意のうえ、入会するものとします。

第3条 (構成員)

当クラブは、参加を希望する中学1年生から中学3年生までの生徒、その保護者、指導者等で構成する。

第4条 (入会手続き)

1. 当クラブに入会しようとするときは、本規約の全ての内容に同意のうえ初月月謝の支払い手続きをクレジットカード決済にて行ってください。その後、当クラブが入会を承諾した時に生徒の資格が付与されるものとします。
2. ジュニアランニングアカデミーはモシコムから申し込み、決済まで行ってください。

なお、生徒等は、入会の申込みを行った時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなします。

2. 月謝のクレジットカード払いにご承諾いただけない場合 (振替対象の口座が確認できない場合を含みます。) その他当クラブの生徒として不適当と当クラブが判断した場合は、入会を承諾できないことがあります。

第5条 (月謝)

1. 月謝は、決済日の30日後を締め日としており、通常クラスが6,980円、部活併用クラスが4,980円、入会金が10,000円です。入会金は再手続費用として、シーズン途中の中途入会の場合のみいただきます。入会受付期間の2月から3月までに入会された方は入会金、必要ありません。また、競技場を使用す

る際の競技場使用料は、利用の都度お支払いいただきます。なお、大会やクラブで開催するイベントに参加の際は、別途料金を申し受けることがあります。参加は任意といたします。

2.月謝の支払方法は、クレジットカード払いとし、翌月分の前納制となります。クレジットカードの場合は初回決済から1ヶ月後の自動更新となります。

3.当月の月謝が未納の場合、又は、前月までの未納金がある場合は練習参加をお断りいたします。また、月謝発生の初月度中に月謝の納入がない場合は退会手続きをとらせていただくことがありますのでご注意ください。その場合も未納月謝は納入いただきます。

4.一度ご入金いただいた月謝については、理由の如何を問わず、返金いたしません。ただし、前項により当クラブが入会を承諾しなかった場合その他本規約に別に定める場合は、この限りではありません。

5.ジュニアランニングアカデミーは月謝ではなく、有効期間付き回数券の購入となります。
期間内に消化出来なかった分の返金は致しません。

第6条（活動場所）

1. 北上市陸上競技場又は花巻市陸上競技場とする。
活動場所はアプリを通して連絡を行う

第7条（欠席・遅刻）

練習を欠席又は遅刻される場合は必ず練習開始までに、当クラブまでアプリ等でお知らせください。

第8条（健康管理）

生徒が、次の各号のいずれかに該当する場合、ただちにその旨を本クラブに届け出て、欠席または休会または退会などの措置を取らせていただきます。なお、③については会員が同居する家族等が該当する場合も含みます。当クラブは、生徒の健康状態の異常を発見した場合、必要に応じて会員に対してプログラムを休むことを勧告することがあります。

(1) 心臓疾患、肝臓疾患等、医師から激しい運動を禁止される病気に疾患した場合。

(2) 37.5度以上の発熱がある場合。

(3) COVID-19、結核、赤痢、コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、百日咳、インフルエンザ、はしか、風疹、水ぼうそう、おたふく風邪、結膜炎等の伝染病または集団感染しやすい病気に罹患している場合、もしくは罹患の疑いがある場合。

第9条（練習の中止・日程変更）

- 1.当クラブは、練習する地域において警報又は特別警報が発令されたときその他天災・社会事情により当クラブが必要と判断したときは、練習を中止します。
- 2.当クラブは、当クラブの行事等の都合又は講師の都合により、練習日を変更させていただく場合があります。
- 3.前2項に定める事情が生じたときは、当クラブは、当該事情を認識した時点において、生徒等に対して速やかに通知するよう努めます。
- 4.第1項又は第2項に定める事情が生じたときは、当クラブが別に定める日において、振替レッスンを実施します。

第10条（休会・退会手続き）

1.1 か月の全練習を欠席される場合は、前月末日までに所定の方法で当クラブあてに「休会」をご連絡ください。「休会」のご連絡がない場合は休会の手続きはできません。

- (1) 休会の手続きなく練習を欠席された場合、月謝は全額発生します。
- (2) 休会期間は、最長2か月間とします。事情によりそれ以上の休会が発生する場合は、担当コーチまでお問い合わせください。

2.退会される場合は、必ず退会希望月の更新決済日10日までに所定の方法で当クラブまで退会をお申し出ください。「退会」の申し出がない場合は退会の手続きはできません。（例：3月末退会の場合は3月10日までに「退会」を申し出る事）

- (1) 「退会」の申し出がない場合は、出席の有無にかかわらず、当月の月謝の全額が発生します。
- (2) 退会による生徒資格の抹消は月末とし、月謝の日割り計算はできないものとします。
- (3) 退会された場合、再入会には改めて入会手続きが必要です。
- (4) 第1項に定める日までに「退会」の申し出がない場合でも、同月末日までに「退会」を申し出ることにより同じ月での退会を申請することができますが、この場合、退会後の月謝（1か月分）が退会希望月にご登録のクレジットカードから引き落とされることがあります。当クラブまでご連絡いただければ、後日返金いたしますが、その際の振込手数料は、生徒等の負担といたします。

第11条（禁止行為、生徒資格の一時停止、強制退会）

1.次の各号に掲げる行為は禁止いたします。

(1) 法令又は本規約、公序良俗に反する行為。

(2) 月謝の滞納、若しくは月謝支払の拒否（なお、月謝を3か月以上滞納した場合、生徒等の指定した支払口座の利用が停止された場合は強制退会の対象といたします。）

(3) 連取の無断欠席、他の生徒に迷惑を及ぼす行為。

(4) 当クラブの許可なく練習又は当クラブのイベントをビデオ撮影・写真撮影・録音する行為。また、これらの映像、画像、音声等を当クラブの許可なく、インターネット等を介し発信する行為（素材の第三者に提供した場合を含みます。）

(5) 練習内容の無断転用、第三者への無断提供

(6) 2か月を超える休会（ただし、諸般の事情により当クラブが認めた場合は除きます。）

(7) その他、当クラブが不適切と判断する行為

2.生徒等が前項各号に該当する場合、当クラブは当該生徒等に対し、相当期間を定めて改善を求める通知を行うものとし、そのうえで生徒資格を一時停止することがあります。

3.前項の通知に基づく改善が行われない場合、当クラブは、当該生徒を強制退会とすることがあります。なお、強制退会の場合、当クラブは再入会の申込みを受けた場合であっても、入会の承諾はいたしません。

第12条（損害賠償）

前条の禁止行為により当クラブに損害が生じた場合、当該生徒等は、当クラブに対し、その損害の全てを賠償していただきます。

又、生徒の引き抜き行為、勧誘等が発覚した場合も、当該生徒等は、当クラブに対し、その損害の全てを賠償していただきます。

第13条（保険加入）

本クラブは、入会時に会員に当クラブが手続きおよび保険料の支払いを行うスポーツ安全保険への加入を義務付けます。

第14条（免責）

当クラブは、生徒の練習時間外（練習に向かう途中を含みます。）での事故、生徒の明らかな不注意による事故、生徒間のトラブル等につきましては、一切の責任を負いません。ただし、付保されているスポーツ安全協会の保険の範囲内で、練習中もしくは練習までの往復中のけが等は、同傷害保険に基づく保障が行われるものとしします。

第15条（ホームページ・SNS等への写真の掲載）

1.当クラブでは、写真掲載のご承諾をいただいた生徒の写真ホームページやSNS、チラシ等にて掲載させていただきますことがあります。

2.生徒間のトラブルを回避するため、生徒自身及び保護者が練習中撮影をし、SNS等で許可なく公開することを禁止いたします。ただし、生徒自身の個人利用（技能向上や記録のための録画/撮影）に関してはこの範囲ではありません。

3.第2項により生じた生徒等間のトラブルについて、当クラブは一切責任を負いません。

第16条（生徒等入会記載事項の変更）

入会時の生徒等の氏名、住所、連絡先、引落口座情報などに変更があった場合、速やかに当クラブまで連絡するものとしします。連絡のないことにより各取扱いに不備が生じたとしても、当クラブは一切責任を負いません。

第17条（個人情報の取扱い）

当クラブは、生徒等の個人情報を適切に管理します。

第18条（規約の改正）

1.当クラブは、本規約の各条項を、生徒等への事前通知その他相当の方法で公表することにより相当な範囲で改正することができるものとしします。

2.前項の変更については、これらを生徒等に通知した後、生徒が練習に参加した時点をもって、生徒等がこれを承諾したものとみなします。

第19条（司法判断に基づく分離条項）

本規約の各条項及びその他の方法により当クラブと生徒等との間で定めた事項について、日本国の裁判所により無効である旨の確定的な判断がなされたときは、当該条項又は事項のみを無効とし、当クラブのスクール運営を継続するために、本規約の趣旨を踏まえて必要変更又は解釈を行い、これを補充するものとします。なお、この場合、その他の項目及び事項の効力については、何らの影響を受けないものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

当クラブと生徒等との間で訴訟の必要が生じた場合、盛岡地方裁判所又は花巻簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（問合せ窓口）

当クラブの運営に関する質問・申し出・苦情等については、本規約に特段の定めがある場合を除き、以下に対して行うものとします。

アスリート TC 事務局

TEL：0197-62-6242（受付時間：平日 8:30～17:00）

上記規約に同意します。 氏名 _____